宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時：　令和 7 年 4 月 18 日（金）午前 9 時 29 分～午前 9 時 49 分

開催場所：　宇多津町役場西館 2 階

出席議員：　会長　　大坂　秀美
　　宮本　政文
　　谷川　英昭
　　稲田　直樹
　　西山　修
　　垣渕　直子
　　野田　勝彦
　　福原　左恵子

欠席議員：なし

農業委員会事務局出席者
　　事務局長　　福田　伸之
　　事務局次長　　三谷　真平

午前９時２９分　開会

〇大坂会長

皆さんおはようございます。この間からいろいろ天気がね、８日の日やったかな？夕方にちょっと雨が降りかけけて、雷とすごい雨、１５日だったかな。ちょっとひょうが降ってきたね。そういった天候不順というか今までにあんまり経験したことのないような天候、農業をやっているとそこら辺りがすごく影響をおよぼしてくるわけですけども、今年の冬は雨が少なくて、ブロッコリーも今収穫してるやつは案外色抜けして製品が悪いというふうな形になっております。

近年にない高値で推移し、３月入ったら大変下落して、価格補償の対象になったという感じでございますけども我々の取り巻く環境、まず第一に、農家の人の高齢化、そういった問題で今日もちょっと井出ざらいの関係でいろいろ検討しないといかんことができたわけですけども農作業する人は高齢化し、また泥の回収するのに年寄りがついて回るようというふうなこと、長縄手はやっぱり県道沿いのところにもそういった井出ざらいの対象地区があるということで軽トラぐらいで走って大体３時過ぎぐらいまでかかるかな。朝からやって５台で回ってもそういう状態。リース会社の方とちょっと話したら、軽トラのダンプももうそろそろなくなる。２ｔのダンプになったら荷台が高いし、放りあげないといけないし。

我々も歳がいってもう70歳過ぎておりますけどそういった問題が各所に見られると。ただ松山地区の法人なんかはまだ30代の若い人がいるわけですけども今年、県のブロッコリーの推進大会で一応体験発表ということで、今年はもう３０ヘクぐらいブロッコリーを増やします言っていた。１件でそういった感じでみんな取り組んでいる若者もいるわけですけども、宇多津地区については今、＊＊さん、宇多津町役場来ている人が古代米をやって、面積増やしているかと思いますけども。

宇多津地区については農機具がないということで米づくり、もう価格が高

い割になってるわけですけども、一般農家の方はそういった作業に関われないと放棄地が増えているそういったところで、何とか放棄地を減らしていかないといけないということで動いているわけですけども１度県の職員の方がこられてその放棄地全国で今３位や言うて去年聞きました。
島しょ部の水田も含めての話ですが、そういう放棄地がかなり増えてるから変えていかないとというふうなことを話しておりました。何せ農家の高齢化、これがもう一番の原因でございます。若い後継者を作っていくべきと思いますけどもその辺りこれからの大きな課題になろうかと思います。
　そういった中で我々の割当があろうと思いますけど本日は５件の案件があります。よろしくお願いをしたらと思います。はい。

〇福田事務局長

　はい。それでは議案の方に移る前にですね、一応４月になりましたので人事異動等ありませんでしたので、２人でまたやっていきますんでよろしくお願いします。
　それでは議案の方に入っていきたいと思います。
　議案第１号ですが、農地法第３条の３、第１項の規定による相続の届け出がありました。
　受付は、令和７年３月２４日になります。
　届出人は、坂出市＊＊＊＊番地＊、＊＊＊＊様で、お父様の＊＊＊＊様の死去に伴い、所有権を取得するものです。
　申請地は、全＊筆で合計面積は＊＊＊＊㎡。
　全て地目は田、現況は畑でございます。
　地番、位置は資料にてご確認ください。
　耕作状況ですが＊＊＊＊等、全ての田んぼを貸借にもう出されているということでした。
　では、ご承認のほどよろしくお願いします。

〇大坂会長

　この件につきまして、何か質問ございますか？ないようでしたら承認とい

うことでよろしいですか？

〇皆さん

はい

〇福田事務局長

ありがとうございます。

〇大坂会長

ということでお願いします。

〇福田事務局長

はい。

それでは議案第２号に移ります。

第２号も農地法第３条の３、第１項の規定による相続の届け出があります。

受付は、令和７年３月１７日です。

届出人は、観音寺市＊＊＊番地＊、＊＊＊＊様で、叔父の＊＊＊様の死去に伴い、所有権を取得するものです。

申請地は、字＊＊＊が＊筆。

字＊＊＊が＊筆、合計で＊筆で＊＊＊＊㎡。

地目は田、台帳現況ともに畑でございます。

それでは、ご承認のほどよろしくお願いします。

〇大坂会長

＊＊さんと言ったら＊＊だったかな？＊＊との境かな。

〇福田事務局長

＊＊になるかと。

〇大坂会長

この件に関して、相続ということでいかがですか？

〇野田委員

はい（挙手）

〇大坂会長

どうぞ

○野田委員

相続と言うことで書類上はかまわないんですけど、＊＊＊の横＊＊＊かな、一昨日見に行ったんですが、どこの業者か知らないけどここ駐車場にしてるんです。地上げして車をたくさん置いて資材置き場。だから農業委員会は税務課へ言わないといけないと思うんですよ。利用状況がもう宅地になってるんだから。

＊＊＊の横も資材置き場でコンクリートブロックやなんかをたくさん置いてる。＊＊＊さんの隣だね。

○福田事務局長

＊＊＊もなっとるいうこと？

○野田委員

そのまま今回はこの＊＊＊の方がなっていると。＊＊＊番の＊が、うん。ちょっとこう地上げしてる

○福田事務局長

無断転用わかりました。ちょっと、はい。フォローします。

あと、後でもちょっと出てくるんですけど、もう明らかな無断転用の案件も１件あるんで、それもあわせて、同じ＊＊さんがらみなんで。もう下のね。はい。

○大坂会長

次かな。

○福田事務局長

はいそう。

○大坂会長

そんなそれはもう税務課と話して現場確認して。

○福田事務局長

はい。なのでそういうことで事後になりますが、農地転用の申請も始末書付きで出していただかないいけないと思いますんで、ちょっとフォローさせてもらいます。

○大坂会長

この案件についてはそう言った形で。

○大坂会長

またこれ後日、出てくるいうことになろうかと思いますけど。そういったことでよろしいですか。

○谷川委員

ちょっと

○大坂会長

はい

○谷川委員

＊＊さん言ったら、どんな関係になるのかな。

○福田事務局長

姪っ子、＊さんのお兄さんの子供、＊さんには子供がいないんですよ。

○谷川委員

お兄さんの娘さんかな？

○谷川委員

うちも、今度この人と契約しないといけないんでね。持ち主が誰かどこ住んでいるのかもわからなくて。今見たら＊＊＊だというのは聞いてたんや。

○大坂会長

うん。

○谷川委員

でも会ったことないんでね。

○大坂会長

うん。

○谷川委員

だから誰かなと思って。そしたら＊＊のお姉さんに話したら、わかることだね。連絡取れるわけやね。

○福田事務局長

＊さんのお姉さん、義理のお姉さんはまだご存命なんでそこへお話いただいたら多分娘さんなので。

○大坂会長

これ＊さんのとこ水利組合水利費もらってるんだよね。＊さん亡くなったんだね。

○谷川委員

うん、なくなった。

○大坂会長

家は、西側がお兄さんの家で、東側がこの＊さんが住んでたんだよね。たしかそうだね、そしたらこの案件についてはまた後日そういった形で、

○皆さん

はい。

○大坂会長

訂正して出すということで、はい。お願いします。

○福田事務局長

一応、3条の３の第１項は受けてからという話で。はい。

○大坂会長

そしたら一応は受けて、それからそういう現場確認して修正入れて進めるということで、はい、お願いします。

○福田事務局長

はい。それでは引き続き、議案第３号に移ります。

この案件が先ほどお話に出てました、無断転用の農地になります。

農地法第３条の３、第１項の規定による相続の届け出がありました。

受付は同じく、７年３月１７日です。

届出人は先ほど出ました＊＊＊＊様と、宇多津町＊＊＊番地＊　＊＊＊＊様。このお二方は姉妹になります。

叔父の＊＊＊＊様の死去に伴い所有権移転ということです。

申請地は宇多津町字＊＊＊＊番地＊。

面積は＊＊＊㎡で、地目は田、現況は宅地でございます。

この案件は、無断転用物件となりますので今後始末書付きの転用申請を提出いただく流れとなります。

それでは、相続の方のご承認のほどよろしくお願いします。

○大坂会長

とりあえず、相続はかまわないということで。

○福田事務局長

はい。

○大坂会長

あとで修正を。これ＊＊＊のあの人の所とちがうか。

○福田事務局長

家建ってましたね、写真でね。

○大坂会長

あれ誰のとこの家になるんかな？

○西山委員

この物件には何か倉庫みたいなんが建っとるみたいなんだよね。

○大坂会長

倉庫？倉庫＊＊＊の入り口の向こうへ行ったところ、＊＊のさっき言ってた土地の入っていく道のその角の一部はなにもない。田んぼ。

そして一部に倉庫みたいなかんじ家の一部がかかってる状態、そんなに感じになってるな。うん。

○野田委員

家と土地と。分筆をしてこれを＊＊にこっちは変えないといけない、名前は＊＊でしょ？

○大坂会長

これ＊＊さんは息子の嫁とあるけど、これ違う。これはしなくても、多分＊＊やな。うん。＊＊さんやな。いやここの娘が嫁に行ってるって聞いたか

らな。

〇福田事務局長

はい。

〇大坂会長

この案件についてもそういった後日修正をすると。なんで一応相続の承認だけいただいて、あとは行政の方、事務局の方で手続き進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〇福田事務局長

はい。次、第４号ですがこれも＊＊さん絡みの案件になります。

農地法第３条第１項の規定による許可申請になります。

農業委員会受付は、令和７年４月４日、申請内容は所有権移転となります。

申請地は宇多津町字＊＊＊＊番＊、＊＊＊番＊で合計＊＊＊㎡で、地目は田、現況は田でございます。

譲渡人は先程の＊＊様、譲受人は宇多津町＊＊＊番地＊、＊＊＊様です。

申請地の隣に住む＊＊様は、農業に興味があり、農地の取得を考えており、また、＊＊様においては相続はしたものの農業規模の縮小を考えていた両者が合意し、今回の申請に至ったということです。

それではご審議よろしくお願いします。

〇大坂会長

この案件、この＊＊さんも＊＊やな。

〇福田事務局次長

＊＊さんはこの土地の横の、この奥に住まわれてると。ちょうどこの地番書いてる家のところ、はい。

〇大坂会長

はい。今もう作っていたのでは？＊＊さんがこれ＊＊さんの家と言ったらこの分の奥。家から入っていく田んぼだよね、これ。

〇福田事務局長

あ、そう横も一部、＊＊さんが買って、道みたいにはなってるんですけど。

うん、もうこの機に全部、全部みたいですね。

〇大坂会長

これは作っているよね。

〇大坂会長

この案件についてこれは農地ということで所有権の移転といったことで問題ないですか？農業はやってると思いますわ。そういったことで承認してよろしいですか。

〇皆さん

はい

〇福田事務局長

はい、ありがとうございます。

それでは最後の議案第５号に参ります。

農地法第５条第１項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和7年4月4日です。

転用の目的は、貸駐車場９台分となります。

申請地は宇多津町＊＊＊番＊、面積は＊＊＊㎡で、地目は田、現況は畑でございます。

譲渡人は、宇多津町＊＊＊＊番地＊、＊＊＊＊様でございます。

譲受人は、三豊市＊＊＊＊番地＊に＊＊＊＊様でございます。

また、今回の申請に至った理由についてですが、譲受人が経営する会社で事業用の駐車場が必要となり後継者問題もあって、今後危惧する譲渡人との間で売買の話がまとまったようです。

あと、水利については、＊＊水利と＊＊水利の同意をいただいており、香川用水決済金も完済しております。

それではご審議をよろしくお願いします。

〇大坂会長

この案件は＊＊の方で、水利の承認もらってるということなんですが、どうですか。

○野田委員

はい（挙手）

○大坂会長

野田さん

○野田委員

事務局長、駐車場で借り入れたよね。

○福田事務局長

多分＊＊さんが土地を取得して、多分自分の会社の駐車場に貸す。

そういう内容だと思います。会社で買うんでなくて、個人で買って会社で使う。自分の会社に貸す。

○野田委員

従業員６人ぐらい。

○福田事務局長

６人と社用車３台分だったかな。はい。９台となってます。

○野田委員

段があるんで上にあがるときなんか坂道は多分つけると思うんだけど。

○福田事務局長

はい。そこは擁壁やり替えるみたいな話でした。

○大坂会長

＊＊の方もそれで承認はしてるいうこと？

○野田委員

そうですね異議ありません。はい。

○大坂会長

他の人何もありませんか？ないということであれば承認いうことでよろしいですか。

○皆さん

はい

○大坂会長

はいありがとうございました。

○福田事務局長

はい、議案は以上です。

○大坂会長

もう事務局、何もないね。本日の農業委員会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

午前　9：49　閉会